

下記の業務について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年8月16日

久留米市長 原口 新五

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名：久留米社会福祉施設等物価高騰対策支援事業
- (2) 業務場所：久留米市役所本庁舎14階
- (3) 業務内容：別紙「久留米社会福祉施設等物価高騰対策支援事業人材派遣業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和5年9月20日から令和5年11月20日まで
- (5) 契約方法：勤務した人数及び時間に1人1時間当たりの単価を乗じる単価契約
- (6) 予定価格：2,200円（税込み）
- (7) 最低制限価格：なし
- (8) 支払条件：前金払い無し

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店もしくは支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
  - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
  - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 法人で、福岡県内に本店または支店・営業所を有していること。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (9) 過去に、国または地方公共団体において、本業務と類似する契約実績があり、その実績を示す資料を提出することが可能であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

## 3 契約条項を示す場所

- 1 事務局に示す。

## 4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

また、ウ、エは締切日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限る。郵送の場合、一般書留又は簡

易書留のいずれかで送付すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
- ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- エ 入札に参加しようとする者の所在地に応じて、次に掲げる納税等証明書
  - ① 久留米市内 国税、県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
  - ② ①を除く福岡県内 国税及び県税
  - ③ 福岡県外 国税
- オ 参加資格に係る申立書（第3号様式）
- カ 暴力団排除条例に基づく誓約書（第4号様式）
- キ 使用印鑑届（第5号様式）
- ク 業務履行実績表（第6号様式）
- ケ 委任状（第7号様式）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- コ 許可取得状況に関する調書（第8号様式）  
厚生労働大臣による、労働者派遣法第5条第1項に基づく許可証の取得状況について記載すること。なお、記載した許可証について写しを提出すること。（本件入札日以降の有効であるものに限る。）

久留米市契約事務規則（規則9号）第16条第3項に規定する有資格者名簿に登録されている者にあつては、前項イ～キまでに掲げる書類は不要とする。

(2) 提出期限及び注意事項

令和5年8月28日（月）17時 必着

- ① 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかでの郵送または持参すること。
- ② 封筒の表面に「高齢者施設・障害者福祉施設等物価高騰対策支援事業業務委託入札参加資格確認申請書在中」と記載すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、本入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

(3) 提出先（宛先）

11 事務局に示す

(4) 結果通知

入札参加資格審査の結果は文書にて通知を行う。（令和5年9月8日（金）発送予定）

## 5 入札及び落札者の決定方法

(1) 入札日時：令和5年9月15日14：00から

(2) 入札場所：久留米市役所本庁舎3階301会議室

(3) 入札金額：入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(4) 委任状

会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(5) 入札回数 2回まで

(6) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(7) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届け出なければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第1

05条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は減免する。

## 7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 8 その他入札に関し必要な事項

### (1) 質問の受付期間及び受付場所

#### ア 受付期間

令和5年8月16日（水）から令和5年8月21日（月）17時00分まで

#### イ 受付場所

11事務局に示す。

#### ウ 質問の提出方法

質問書（第11号様式）に必要事項を記入の上、FAXまたは電子メールで提出すること。

#### エ 質問に対する回答

令和5年8月23日（水）までに電子メールにて回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

### (2) 契約締結日

落札した者は、令和5年9月20日（水）までに契約締結の手続きを行うこと。

## 9 経費及び遵守すべき事項

- (1) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- (2) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (3) 提出資料は、返却しない。
- (4) 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため、「個人情報保護に関する法律」及び「久留米市個人情報保護に関する法律施行条例」の規定に基づき公表することがある。
- (5) 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、本市の了解なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出資料の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

## 10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札参加資格確認申請書をはじめ、本入札に係る一切の書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。

- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (7) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

#### 1.1 問い合わせ先（事務局）

久留米市健康福祉部総務（担当：西村、平田）

住 所：〒830-8520

福岡県久留米市城南町15-3（市本庁舎14階）

電 話：0942-30-9022

FAX：0942-30-9752

Eメール：ho-fuku@city.kurume.lg.jp